

## 休学の願い出について

- ① 休学できる期間は、3月以上1年以内です。  
ただし、病気、留学等の特別の事情がある場合は、願い出により継続して休学することができます。
- ② 休学願には、保護者等の連署が必要です。
- ③ 理由欄には該当する事項を○で囲み、右欄に詳細を記入してください。病気の場合には医師作成の診断書（病名等の秘密は厳守します。）、留学の場合は受け入れ先の留学許可書の写しもしくはそれに準ずる書類を添付してください。なお、理由が外部へ漏れることはありません。
- ④ 休学願は、修学上やむを得ない事情であると認められる場合に許可されます。審査の結果によっては許可されないことがあります。
- ⑤ 休学願の提出に当たっては、指導教員（教授）の署名を必要としますので、署名を得てから生命科学研究科教務係へ提出してください。添付の「休学願等に関する所見」は、指導教員（教授）との面談時に指導教員（教授）へ渡してください。  
なお、休学許可書は、教授会等で承認された後に送付します。
- ⑥ 休学期間は、授業計画及び授業料の関係で、原則として月単位（月の初日から末日まで）となり、原則として年度をまたぐことはできません。  
また、休学期間の初日は、休学願の受理日以前とすることはできません。4月1日から休学を希望する場合は、3月中に受理される必要があります。休学期間については、事前に生命科学研究科教務係に相談してください。
- ⑦ 休学期間内に、その理由がなくなったときは「復学願」を提出し、復学することができます。  
なお、病気で休学している場合は、回復した旨の診断書を添付してください。  
休学期間が満了し復学する場合は、休学期間が満了する以前に「復学届」を提出してください。
- ⑧ 休学期間中の授業料については、「東北大学学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関する規程」に基づき、免除される場合がありますので、早めに生命科学研究科教務係に相談してください。
- ⑨ 休学期間が引き続き3月以上の場合は、在学年数に算入されません。  
休学は、通算して博士課程前期2年の課程にあつては2年を、博士課程後期3年の課程にあつては3年を超えることはできません。
- ⑩ 日本学生支援機構の奨学金交付を受けている者は、交付休止の手続きが必要です。

生命科学研究科教務係